

## ■ 経済界、NGO等からの主な意見

### 【ステークホルダー・ミーティングに提出された意見】

国立環境研究所参与 西岡秀三	1
国連環境計画金融イニシアティブ特別顧問 末吉竹二郎	9
社団法人東京都トラック協会	15
社団法人東京ビルディング協会	19
社団法人日本経済団体連合会	23
社団法人不動産協会	25
東京ガス株式会社	27
東京電力株式会社	29
太陽光発電協会	33
特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所	35
特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター	37
特定非営利活動法人気候ネットワーク	39
財団法人世界自然保護基金ジャパン	43
太陽光発電所ネットワーク	45

## 温室効果ガス大幅削減の必要性

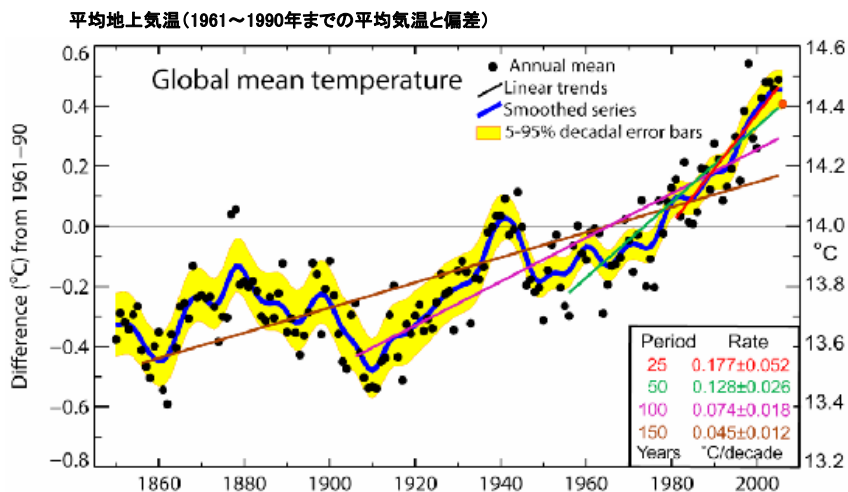
2007年7月24日  
東京都気候変動対策方針  
ステークホルダー ミーティング

国立環境研究所 西岡秀三

気候の恵みをかみしめる

## 全球平均気温の観測

- 過去100年間で世界平均気温が0.74°C上昇(2001年報告では0.6°C上昇)
- 最近50年間の気温上昇傾向は、過去100年間のほぼ2倍



## IPCC 第4次報告書(自然科学的根拠) 2007年2月2日

1. 温度上昇が加速している[ようやく観測結果:予想以上の進行:認識遅れ]
  - ・平均気温は工業化から0.74度上昇、最近50年は過去100年の2倍の速度
  - ・熱帯低気圧強度増大、豪雨頻発、積雪面積・極域海水縮小、海洋酸性化
2. この温暖化は人為起源[不確実論争に終止符]
3. 2030年まで10年当たり0.2度昇温必至[慣性あり・適応策の必要性]
4. 1990年から2100年まで温暖化進行予測
  - ・化石燃料経済発展社会: 4度(2.4-6.4度)上昇
  - ・循環型社会: 1.8度(1.1-2.9度)上昇
5. 気候変化・被害加速の不確実性[予防的措置の必要性]  
正のフィードバック:大気・二酸化炭素海洋吸収減少、森林枯死、凍土融解メタン排出など グリーンランド氷床融解等の危険

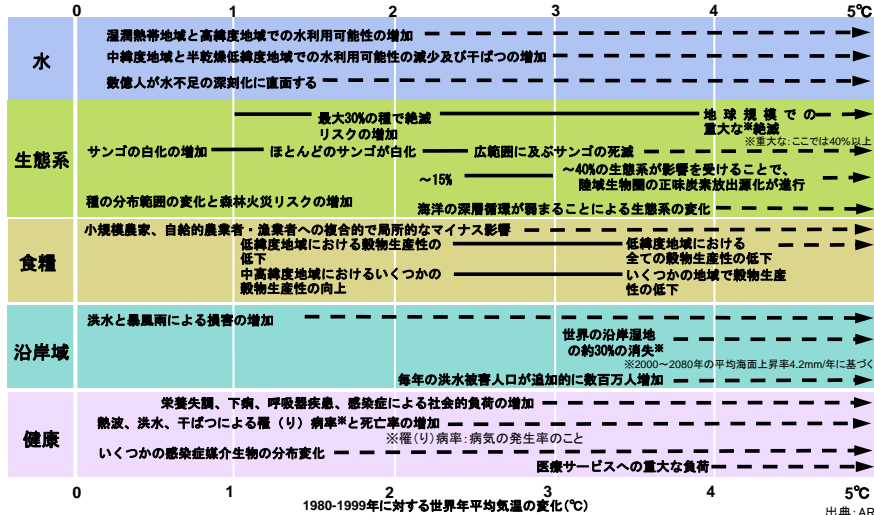
気候変化はすべての大陸の物理/生態システムに影響し始めている。  
(IPCC 影響評価)

- ・ 雪氷融解、北極海水消失、南極・グリーンランド氷床後退、氷棚崩壊、氷河後退、永久凍土溶解→動植物変化
- ・ 淡水湖沼の鉛直安定化変化
- ・ 森林火災増[例:加で1920年から7万km<sup>2</sup>増]
- ・ 熱波の期間・頻度増加
- ・ 海水温上昇:サンゴの白化、海洋性プランクトン・魚種の極方向拡大
- ・ 海洋の酸性化[1800年以降水素イオン濃度30%上昇]
- ・ 動植物発生量への影響、渡り鳥など行動パターン変化、高中緯度域での春到来早まりと育成期間拡大
- ・ 農作業の早まり

## 予測される分野毎の将来影響

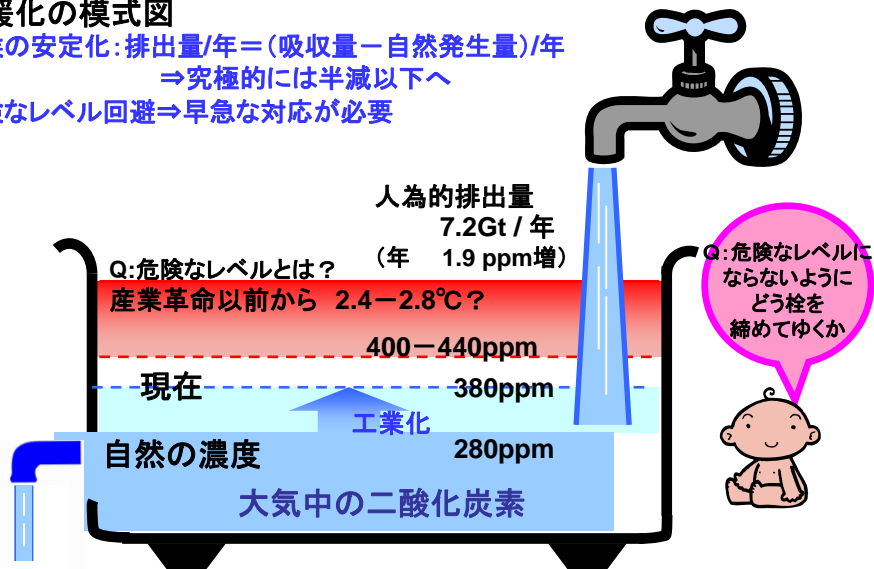
気候変化に脆弱な分野においては、たとえ0~1℃の気温上昇でも温暖化の悪影響が生じると予測される。

### 気温上昇の程度と様々な分野への影響規模



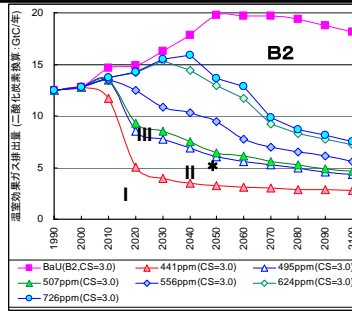
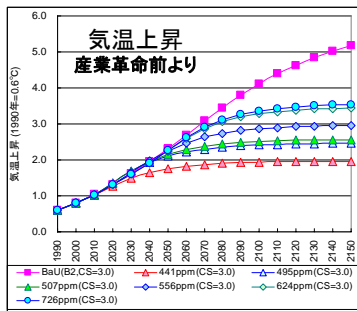
### 温暖化の模式図

気候の安定化:  $\text{排出量/年} = (\text{吸収量} - \text{自然発生量}) / \text{年}$   
 ⇒究極的には半減以下へ  
 危険なレベル回避⇒早急な対応が必要



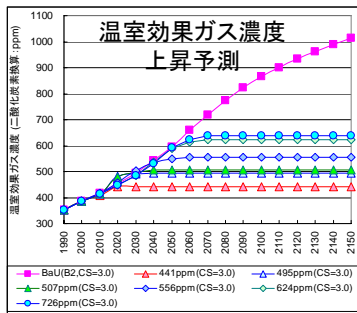
自然の吸収量  
3.1Gt/年 Q:自然はもっと吸収しないか?  
フィードバックは?

(二酸化炭素で代表した説明)  
Gt=10億トン、炭素換算



### 世界の温室効果ガス削減経路

\* 産業革命前から2.5度の上昇に止めるには、2050年半減へ



• 割引率: 4%, 2020年下げ止まり制約無し

• CS=3.0: 気候感度3.0°C

I 441ppm (CS=3.0): 産業革命前2°C上昇

2050年: 74%削減, 2010年の排出制約を緩めないと解けない  
 $EM\_CE\_LO("2010") = (2010年BaU排出量) * 0.8$

II 495ppm (CS=3.0): 産業革命前2.5°C上昇

2050年: 52%削減

III 507ppm (CS=3.0): 産業革命前2.6°C上昇

2050年: 49%削減

IV 556ppm (CS=3.0): 産業革命前3°C上昇

2050年: 24%削減

V 624ppm (CS=3.0): 産業革命前3.5°C上昇

2050年: 4%増

VI 726ppm (CS=3.0): 産業革命前3.6°C上昇

2050年: 9%増

AIM/Impact[policy]  
 モデルによる結果  
 脇岡(NIES)他

### 日本の究極削減量の相場感

- 世界全体で排出量=吸収量にする ⇒ 3Gtが上限とする
- 世界人口100億人 ⇒ 一人当たり 0.3 tC

- 日本人口 2050年 1億人 日本全体で 0.03Gt

- 1990年日本排出量 0.3Gt



- 1990年よりの削減率 **90%削減**

### 世界半減時の日本の削減量？

3つの要因 危険なレベルをどうとるか？

気候予測の不確実性をどう取り入れるか

国際分担をどう考えるか によって決まる

何れにしても世界平均より大幅減が必要 → **60-80%?**

欧州における中長期（志望）目標の例

国名・時期	目標設定機関・報告書	長期目標	中期目標
イギリス (2003年2月)	エネルギー白書	大気中のCO <sub>2</sub> 濃度を550ppm以下	2050年までにCO <sub>2</sub> 排出量を <b>60%</b> 削減
ドイツ(2003年10月)	ドイツ連邦政府気候変動諮問委員会(WBGU)	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業革命前と比較して地表<b>温度の上昇を最大2℃</b>、10年で0.2℃以下</li> <li>CO<sub>2</sub>濃度450ppm以下</li> </ul>	2050年までにエネルギー起源CO <sub>2</sub> を <b>45-60%</b> 削減(1990年比)
フランス (2004年3月)	気候変動問題省庁間専門委員会	CO <sub>2</sub> 濃度を450ppm以下で安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たりCO<sub>2</sub>排出量を0.5tCまでに制限(2050年)</li> <li>世界全体で年間30億tCの排出量までの削減(2050年)</li> </ul>
スウェーデン (2002年11月)	スウェーデン環境保護庁	京都議定書で規定されたすべての温室効果ガスの大気中濃度を550ppmで安定化(CO <sub>2</sub> 濃度を500ppm以下)	2050年までに、世界の工業先進国でのCO <sub>2</sub> 及び他の温室効果ガスの一人当たり排出量を4.5tCとし、その後随時減少させていく(現在8.3tC)
欧州連合 (2005年3月)	欧州環境理事会	気温上昇を <b>2℃以下</b> に抑えるとの目標を達成するため大気中の温室効果ガス濃度を550ppm以下で安定化	先進国について1990年に比べて2020年までに <b>15~30%</b> 、2050年までに <b>60~80%</b>

環境省 地球環境研究総合推進費 戦略研究開発プロジェクト  
日英共同研究「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化2050プロジェクト」

## 2050日本低炭素社会シナリオ： 温室効果ガス70%削減可能性検討

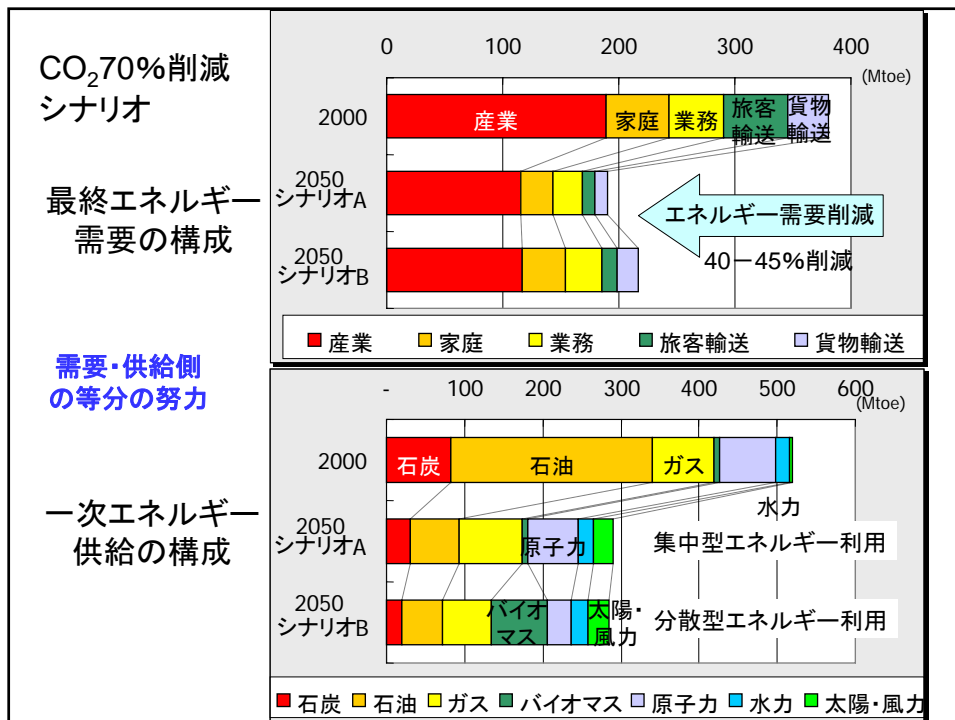
本研究は、日本を対象に、2050年に想定されるサービス需要を満足しながら、主要な温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>を1990年に比べて70%削減する技術的なポテンシャルが存在することを明らかにしている。



「2050日本低炭素社会」プロジェクトチーム 2007年2月  
国立環境研究所・京都大学・立命館大学・東京工業大学・みずほ情報総研

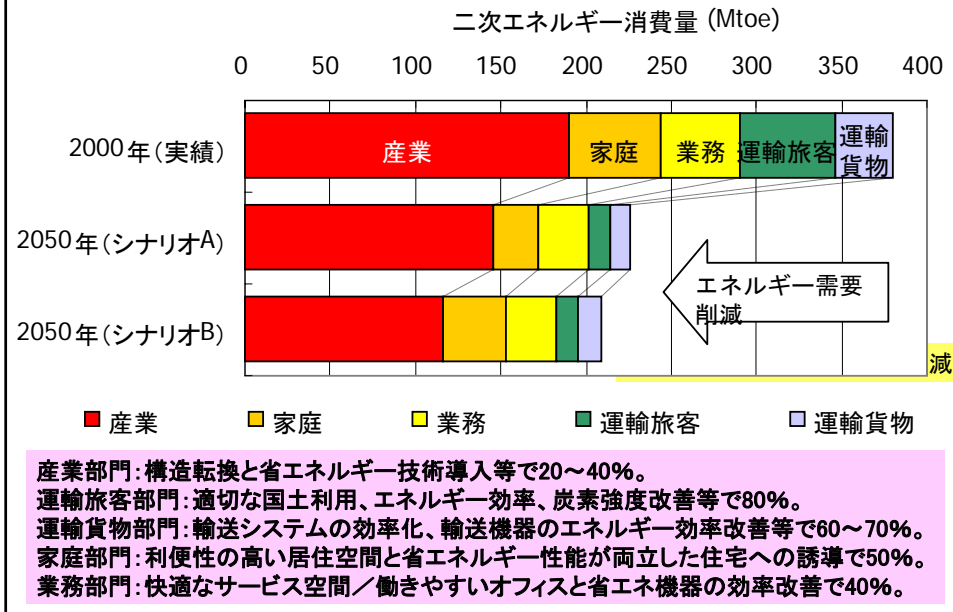
## 低炭素社会の実現に当たっての前提

- ・ 一定の経済成長を維持する活力ある社会。
  - A.活発社会/B.ゆったり社会 の2つの社会シナリオ想定
- ・ 社会シナリオによって想定されるエネルギーサービスの維持。
- ・ 提案されている革新的な技術の想定、ただし核融合などの不確実な技術は想定しない。
- ・ 原子力など既存の国の長期計画との整合性。
- ・ 本研究の対象は削減ポテンシャルの実証であり、その具現化のために必要となる炭素排出コストの市場への内部化などの政策措置については、言及していない。



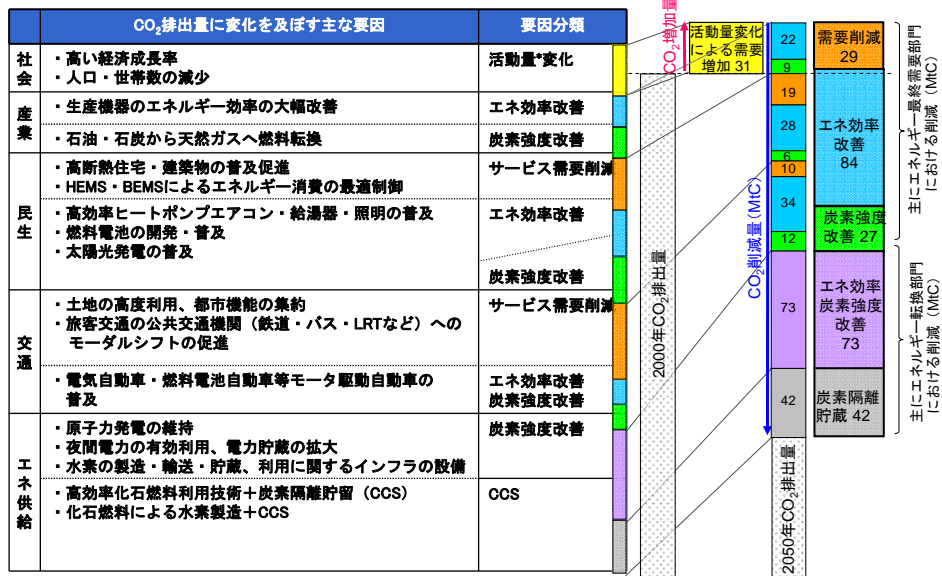


### 70%削減を可能にする需要削減・供給側エネルギー構成例各部門の需要対策の効果



### 2050年CO<sub>2</sub>排出量70%削減を実現する対策オプションの検討

シナリオA: 2050年





## 低炭素社会の実現

産業構造転換:

- ・ エネルギー利用の少ない構造へ産業構造転換と低炭素技術に戦略目標設定
  - エネルギーをどう使わないか＝需要側主導。エネ供給側ブッシュ時代終焉
  - 自動点灯の例:エネルギーでの解決から自動検知機器での省エネ
  - EUはもちろん米国までも低炭素型社会へ移ろうとしている。我が国も構造改革を進め、低炭素型の経済構造を早期に構築しないと、世界全体の流れに乗り遅れる。日本は停滞気味、今後の目標や計画がないことが問題

政府の役目

- ・ 長期目標を示し、企業など民間部門に対する長期方向シグナルを提供する
  - 企業が投資に関する意思決定などに盛り込むことが可能となる。
  - 行動に結びつける知識の浸透(科学と技術選択、国内外)
  - 国際交渉に臨み、対策についての長期ビジョン(腹づもり)が必要不可欠。

削減目標設定と手段

- ・ 原単位目標だけでは、総排出量減少の保証なし。何らかの形で総量枠設定必須。
  - 米国:原単位目標あれど総量増大。
  - 数値目標設定と成果主義
- ・ 環境価値の内部経済化(税・排出量取引・規制・教育のPolicy Mix)

## 低炭素社会到来をきっかけとする「持続可能な日本」構築

低炭素社会＝定常化社会:日本社会経済の方向を定める重要な転機

あらゆる政策・行政の中にイノベーション喚起

- ・ 技術:20世紀エネルギー供給主導技術社会→需要側削減努力が主導社会
  - インフラや住宅、省エネ機器、国民の努力など需要側の行動と技術選択が鍵
  - 日本の省エネルギー体質を生かしてエネルギー需要の適正化、  
新エネルギー開発⇒エネルギー・資源安全保障
  - 需要側省エネ技術競争の開始、産業構造の転換(知的サービス産業へ)
- ・ 国土:インフラ更新に合わせ高齢化対応の街づくり、省エネ型国土配置、交通体系
  - 低炭素高福祉コンパクトシティ・気候変化対応防災都市、
  - 新たな農村の役目:国土保存・バイオマス供給・吸収源維持、地産地消、高齢化社会での豊かな農村
- ・ 経済:ただでなくなった「環境」に金を払うシステム
  - 総量削減目標下での排出量取引、環境税など
  - 高齢化対応都市づくりへの財源の転換
- ・ ODA再構築:環境部門拡大という切り口から、「低炭素世界構築」へ。
  - 高エネルギー体質のインフラにLock-inさせないための投資へ早期に導く  
Los Angeles型かシンガポール・東京型か

東京都ステークホルダー・ミーティング  
「東京都気候変動対策方針」

## みんなで踏み出す、第一歩

平成19年7月24日  
東京都庁

国連環境計画・金融イニシアティブ  
特別顧問 末吉竹二郎

## 二つの危機

1. 温暖化の影響の深刻化
2. 国として、社会としての対応の遅れ  
知識から、行動へ  
具体的政策論

## ただ乗りは、ありえない

---

1. サッカーの、ピッチが壊れ始めた  
ゲーム中止 or ルールの見直し
2. 全てが加害者であり、全てが被害者

<温暖化で、得をする者は誰もいない>

## みんなの、責任

---

1. 温暖化を生み出した仕組みの中で、  
みんな、恩恵を受けてきた
2. 従って、特定のセクターやアクターに、  
押し付ける責任ではない
3. さりとて、轍(わだち)を、回すべき立場の  
アクターは、逃げてはいけない

## 火災保険

---

- 自宅が、火事になる確率は？
  
- 温暖化の危険性は、90－95%

## 予防原則

---

- スターン報告
  
- IPCC第四次評価報告書
  
- フランス国憲法の前文

## ビジネスの責任

---

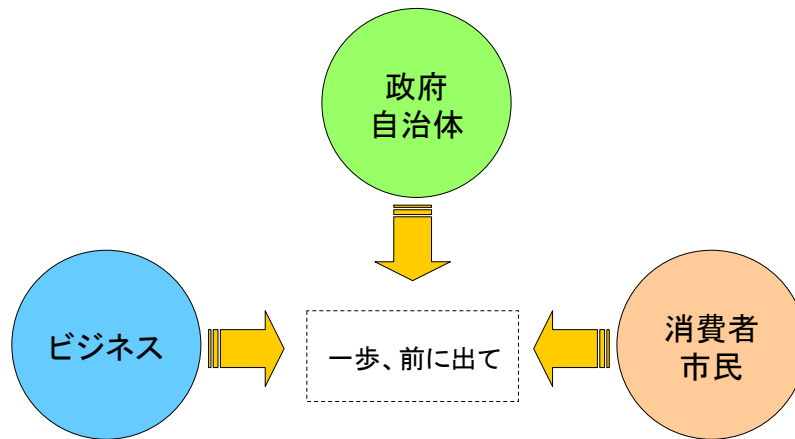
1. 自らのパワーの大きさに気付く
2. 社会の課題への取り組み
3. 病気に地球からは、いいビジネスは生れない
4. 経営者も、働く人も、人の子

## 世界に支えられる日本

---

1. 世界の問題は、日本の問題
2. 日本の問題は、世界の問題
3. 情けは、人のためならず
4. 国家間の覇権争い

## みんなで、一歩前へ



2007年7月24日

みんなで踏み出す、第一歩

9

## 19世紀・米先住民のことば

最後の木が死に、

最後の川が毒され、

最後の魚を採ったとき、

人は、お金は食べられないと気付くのだ

2007年7月24日

みんなで踏み出す、第一歩

10

---

ご清聴ありがとうございました



信頼される緑ナンバートラックを目指して。  
**社団法人 東京都トラック協会** Tokyo Trucking Association

HOME

INDEX

- 東ト協の概要
- 東ト協の事業内容
- 東ト協の組織
- 引越輸送
- トラック博物館
- キッズコーナー
- データファイル
- 関係行政機関
- 関係団体

東ト協壮年部

東ト協青年部

携帯電話でも、輸送相談所、東ト協本部、支部事務局の電話番号一覧の提供を始めました。  
<http://www.totokyo.or.jp/>

お問い合わせ

トピックス

- 2007.7.5 東ト協連帳票価格表
- 2007.7.3 平成19年度全ト協「中小トラック運送事業の収益向上のためのインセンティブ施策助成事業」の実施について
- 2007.6.28 中級パソコンセミナー(運送業のためのエクセル活用コース)の開催について
- 2007.6.26 平成19年度ドライブレコーダー装着に関する助成事業の実施について
- 2007.6.21 一般国道246号屋間片側交互通行のお知らせ(PDFファイル)
- 2007.5.10 平成19年度 睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査助成事業の実施について
- 2007.5.10 平成19年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請受付について
- 2007.5.1 平成19年度第28回東京都トラック協会ドライバー・コンテスト実施について
- 2007.4.17 第27回 地方近代化基金融資申込公募のご案内
- 2007.4.17 平成19年度環境対策補助事業について
- 2007.3.12 東ト協「TBSラジオ番組の提供とCM放送」及び「東京MXテレビ番組の提供とCM放送」について
- 2007.3.1 運輸安全マネジメント実施計画書作成の手引きについて (会員専用)
- 2007.2.7 JR中央線に架かる豊田陸橋の片側交互通行規制について(PDFファイル)
- 2006.9.26 小田急線地下化工事に伴う高架ガード制限高さの変更について
- 2006.3.7 東ト協ホームページへの会員専用ページの設置及び東ト協メールマガジン

セミナー・研修  
2007.6.28更新

助成(補助)・融資斡旋等  
2007.7.3更新

軽油価格情報  
2007.6.20現在

運行管理者試験情報  
2007.4.17更新

トラックドライバー簡便メモ  
2006.8.25更新

東ト協メルマガ(会員専用)  
2007.6.29更新

**グリーン・エコプロジェクト**  
2007.6.13更新

↑  
クリック

(社)東京都トラック協会ホームページ

<http://www.totokyo.or.jp>

～未来のために私たちができること～



CO2排出抑制

# グリーン・エコプロジェクト

環境CSRから進める経営改善

## 東ト協『グリーン・エコプロジェクト』について

東ト協では、新規事業として地球温暖化防止対策の対応を図るため、東ト協独自のCO2等削減対策を盛り込んだ『グリーン・エコプロジェクト』を立ち上げました。

『グリーン・エコプロジェクト』では、継続的なエコドライブ活動を推進し、CO2排出量の削減および燃費向上に伴うコスト削減や事故防止等に向けた取り組みを展開します。

なお、『グリーン・エコプロジェクト』への参加事業者には、車両毎の車検証データをもとに、データベース化を図り、当該車両の実態把握のため走行管理表等からCO2排出量などの基礎となる燃費データを構築し、その構築された毎月の各種データ(燃費やCO2排出量等)に基づく解析結果を提供します。

また、継続的なエコドライブ活動の向上を図るため、各事業者のレベルにあったレベルアップセミナーや講習会を開催し、環境関連資料及びドライバー用教育資料等を提供します。

最終目標として、『グリーン・エコプロジェクト』参加事業者自らが環境問題への受動的対応から能動的対応へと環境改善を図り、継続的なエコドライブ活動を中心に、①燃費向上(CO2排出量の削減)による地球温暖化防止対策・省エネ対策、②事故低減による交通安全対策、③燃料費・修繕費等の低減によるコスト削減対策、④燃費データ集計・解析結果による改正省エネ法対策、更にはデータを活用したドライバー教育、またグリーン経営認証取得などの社内環境改善への取り組みを展開し、各事業者のレベルアップと、経営者をはじめ、管理者、ドライバーの従業員一人一人が環境意識の向上による社会貢献・社会責任を主軸とした環境SCR(環境から進める経営改善)に取り組むことを目的としています。



参加ポスター



参加ステッカー



参加ファイル

- 『グリーン・エコプロジェクト』概要パンフレット(作成中)
- 『グリーン・エコプロジェクト』参加事業者一覧(H19.6.11現在)(PDFファイル)
- 『グリーン・エコプロジェクト』参加申込送付依頼書(MS Word文書)

## ・18年度実績

活動前	燃費	3.82 km/ℓ	
活動後	燃費	4.11 km/ℓ	→ 7.5%向上

この燃費向上（7.5%）による削減効果は以下の通りとなる。

燃料使用量削減	292,540 ℓ削減
CO2排出量削減	766,456 kg削減

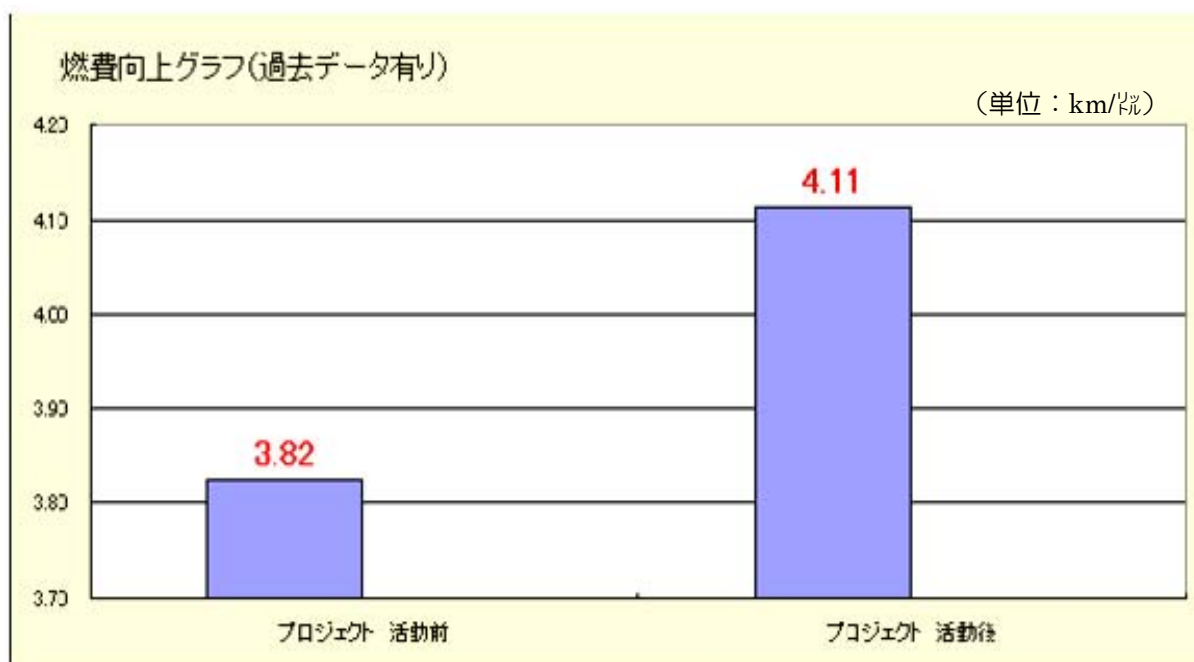
これは、燃料使用量で、およそドラム缶1,463本分を削減した量に相当する。

（参考 活動前後 燃費比較）

プロジェクト活動前後 比較（過去データが有る場合のみ）

	走行距離	給油量	燃費	燃費向上率
プロジェクト 活動前	14,118,839	3,691,232	3.82	7.52%
プロジェクト 活動後	15,707,574	3,819,390	4.11	

削減効果	燃料	292,540 ℓ削減	CO2	766,456 kg削減
------	----	-------------	-----	--------------



# 燃費結果 車格ごと

最大積載量 (軽油)	台数 (台)	給油回数 (回)	走行距離 (Km/L)	給油量 (L)	実測燃費 (Km/L)	燃費法 基準 (Km/L)
～ 1t未満	3	81	24,421	3,401	7.18	9.32
1t ～ 2t未満	110	2,907	990,856	143,760	6.89	6.19
2t ～ 4t未満	1,103	44,786	19,487,665	3,227,984	6.04	4.58
4t ～ 6t未満	127	5,718	2,603,862	490,487	5.31	3.79
6t ～ 8t未満	44	2,019	1,169,173	271,446	4.31	3.38
8t ～ 10t未満	91	4,784	2,470,038	640,315	3.86	3.09
10t ～ 12t未満	98	7,433	3,301,901	970,254	3.40	2.89
12t ～ 17t未満	248	12,383	7,446,289	2,375,846	3.13	—

1トン未満以外は、全て改正省エネ法の基準を上回っている

## 東京都気候変動対策方針について

(東京都ステークホルダー・ミーティング H19.7.24)

(社) 東京ビルディング協会

常務理事 岡本圭司

### 1 基本的な考え方

(1) 地球温暖化対策は、21世紀前半における最大の国際的課題であり、東京都が広範かつ先進的な対策を打ち出すことは極めて時宜を得たものとして歓迎し、敬意を表したい。

(2) オフィスビルのエネルギー消費量は、床面積の伸びとほぼ連動して、1990年基準値に対し42%(2004年)と大きな伸び率を示している。

(業務系では、暖冷房用の伸びが1.2%にとどまっているのに対し、照明、OA機器、冷凍庫、自動販売機等の動力系が77.2%、厨房用が76.7%と大幅な伸びとなっているのが特徴。

なお、最近のオフィスビルについては、商業・飲食などの機能との複合化の方向。)

オフィス業界としては、不動産業界全体として、(社)不動産協会が策定した自主行動計画に沿った取り組みを進めるとともに、(社)東京ビルディング協会では、これまで、都の地球温暖化対策ネットワークの活動に積極的に協力し、研修会等を通じてビル関係者に対する普及啓発を行うほか、クールルーフ推進協議会にも参画し、屋上緑化等の推進を図ってきたところである。

また、(財)日本ビルディング経営センターの実務講座において、地球温暖化対策をプロパティ・マネジメントの重要なテーマの一つとして位置づけ、ビル経営管理士の知識水準の向上を図っている。

(3) 今後、東京都とも連携しつつ、オフィスビルにおける地球温暖化対策の充実強化に向けた対策について専門的な検討に着手する予定である。

### 2 気候変動対策方針に対する意見

(1) 省エネ法に基づく届出義務の徹底

現行の建築物環境計画書制度(1万㎡以上の新增築が対象)については、一定の成果が生まれていると考えるが、一定以上の省エネ水準の義務付けについては、省エネ法の基準との関係を含め、

慎重な検討が必要である。

大規模ビルにのみ専ら対策の焦点を当てるのではなく、2000 m<sup>2</sup>以上のビル全体に対し、省エネ法に基づく届出義務を徹底することがまず先決である。(2000 m<sup>2</sup>以上の新築ビルについては、届出内適合率は約86%以上となっている一方で、届出件数は約74%に留まっている現状(2004年度実績)。)

#### (2) テナントの役割の強化等

オフィスビルにおける地球温暖化対策には、専用部分についてのテナントの協力が不可欠である。所有者・管理者とテナントによる協議会の設置等推進体制の整備を図っていく必要がある。

東京都の地球温暖化対策計画書制度(大規模事業所の排出削減対策)において、対策計画書の策定が義務付けられるテナントの範囲の拡大を検討願いたい。(現行は、1500kl以上排出または床面積の過半を占めるテナント)

なお、現行の地球温暖化対策計画書制度については、新築時に省エネルギー化を図ったビルの方が不利な評価を受ける傾向にあり、「新築時の努力」プラス「その後の削減努力」を総合評価する方式に改めるべきではないか。

#### (3) 中小ビルの省エネ化の促進

中小ビルの省エネ化を促進するためには、複数の中小ビルが省エネ型機器を共同で大量に購入することによるコスト低減が有効と考えられるので、超低利融資や共同購入のための事務運営費への助成などのインセンティブを検討願いたい。

#### (4) 省エネルギー促進税制について

東京都独自の省エネルギー促進税制に関し、新規税目の創設については、国とも十分調整を図りつつ、慎重に検討されたい。

また、あくまで、税収中立を前提とされたい。(個人的見解であるが、例えば、事業所税の撤廃や法人事業税の超過課税分の縮減を行い、その減収額の範囲内で、環境への負荷に応じた課税を行う方式が考えられる。)

また、トップランナーレベルの省エネビル(複数建築物間でのエネルギー融通による効率化を含む)、地域冷暖房や再生エネルギーを活用するビルに対する固定資産税・都市計画税の軽減措置を是非とも導入されたい。(なお、事業所税については、典型的な二重課税であることに加え、国際都市東京の形成やコンパクトシティ化が求められ、また工場等制限法も撤廃された今日、課税の根拠自体が

失われていることをこの際強調しておきたい。)

(5) 都と国、区市との役割分担の明確化

- ① 地球温暖化対策は、その性格上、国際社会におけるわが国の立場や経済産業政策全体の中でのバランスの確保といった観点から、基本的には国が中心となって推進すべき分野と考えられるが、地方自治体が行う場合にも、国との密接な連携の下での広域的な取り組みが不可欠である。

こうした観点から、都と区市の役割分担を明確にするとともに、都と区市の二重行政は、厳に差し控えられたい。

(区市の役割は、住民に身近な分野、例えば、家庭の省エネ化へのきめ細かな対応などに限定されるべきと考える。)

- ② 最近、一部の区において、区内で完結した CO2 総量削減目標を掲げ、一定の建築行為等に対し協力金を賦課する条例を制定する動きがあるが、地球温暖化対策は限られた区域で完結できるものではないことから、国、都、区市の密接な連携により広域的見地から施策が講じられるよう、東京都の的確な指導をお願いしたい。



## 「東京都気候変動対策方針」に対する意見

2007年9月20日  
(社)日本経済団体連合会  
常務理事 永松 恵一

### 1. 「東京都気候変動対策方針」全般について

今般、大気汚染問題等の解決に実績をあげてきた東京都が、政府に先んじて追加的な地球温暖化対策を明示したことは、同じく京都議定書の策定を待たず、環境自主行動計画に先進的に取り組んできた日本経団連として、その姿勢を評価する。真に実効性ある対策づくりに向け、経団連としても最大限協力していく考えである。

しかし、現在、政府は京都議定書の目標達成に向けた諸施策を検討しており、国と自治体が整合性のない施策を行えば、産業界、都民の混乱を招くとともに、過大な負担を課すこととなるため、具体策の検討にあたっては、政府施策との整合性に十分留意すべきである。

### 2. 大規模CO<sub>2</sub>排出事業所(ビル、工場等)に対する削減義務と排出量取引制度の導入について

(1) 大規模事業所に対する排出枠の設定を前提とした排出量取引制度の導入については、各所毎に生産や営業活動の実態が異なる中で、公平な削減レベルを設定すること自体、極めて困難であり、反対である。全国で事業を展開している企業は、全国的な視点でコスト効果的な対策を効率的に進めているため、東京都が独自に排出削減義務を課すことにより対策の効率性が損なわれるとともに、他の自治体での排出量が増え、結果的に全国レベルでの排出量が増加するおそれがある。

(2) むしろ、2005年に東京都が全国に先駆けて開始した「地球温暖化対策計画書制度」の下、事業所毎の排出実態や問題点が把握可能となっている環境を活かし、①対策が不十分な事業所を含め、全ての調査対象を公表することや、②企業の追加的な対策を発揚させるよう、エネルギー効率による合理的な評価基準の検討に重点を置くべきである。

特に、評価基準について、都の指摘の中に「全体の4分の3程度の事業所(A評価、A+評価の事業所)は、過去の削減率が比較的大きくないため、

削減余地が大きいと考えられるが、計画期間中の削減目標は平均で3～4%に留まっている。」とある。しかし、企業によるCO<sub>2</sub>削減の努力は70年代のオイルショック以降、長期間にわたって続けられており、過去数年の削減率だけをみて、削減余地が大きいと判断するのは不合理である。事業所の取組み状況に対する評価は、長年の省エネ努力の成果をはじめ、残された削減ポテンシャル、CO<sub>2</sub>排出効率（生産量や延床面積あたり等の指標）などに基づいて、総合的に行うのが合理的である。

現時点では、評価に必要なデータの収集や将来の削減ポテンシャルの測定手法の整備等がなされていないため、今後は、産官学が協力して、①過去の取組みの評価、②削減ポテンシャルの測定、③不十分な対策の特定、④対策を講じるうえでの障害の特定と克服策の開発、⑤実践段階の支援策等を検討すべきである。こうした実効ある評価制度の確立に向けて、日本経団連としても積極的に協力をしていく所存である。

### 3. 家庭のCO<sub>2</sub>削減について

- (1) 家庭部門からのCO<sub>2</sub>排出については、需要サイドである国民の意識改革と供給サイドである企業の技術革新が有機的に結びつき、好循環が形成されることによる削減ポテンシャルは極めて大きい。「白熱球一掃作戦」を契機に、都民の意識改革と省エネ家電の普及拡大に注力する方針を評価する。
- (2) しかし、国民の意識改革の裾野を広げるためには、全国規模で対策が講じられることが重要である。サマータイムは、照明や冷房の稼働時間の短縮をはじめとする直接的な効果が期待されるほか、年2回の時間の切り替えに際し、国民が温暖化問題をより身近に考える貴重な機会として活用できる。ライフスタイル変革の重大な契機となりうるサマータイムの早期実現に向けて、東京都がイニシアティブを発揮していただきたい。

以 上

## 東京都気候変動対策方針に対する意見

平成19年9月20日  
社団法人不動産協会

東京都では、先ごろ、『気候変動対策方針』を決定され、その具体化に関しステークホルダー・ミーティングを開催されていますが、地球温暖化防止対策に積極的に取り組まれていることに敬意を表する次第であります。

不動産業界としても、これまでも『環境自主行動計画』を策定し、積極的に環境の問題に取り組んでおりますが、地球温暖化防止対策をさらに強化するため、現在、自主行動計画の見直しを検討しております。

さて、『気候変動対策方針』の内容に関し、下記のとおり意見をとりましたので、検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、現段階では、方針を具体化する制度や規制の内容が明確ではありませんので、早急に明らかにされることを希望いたしますとともに、その内容をふまえ、再度意見を述べさせていただきます。

### 記

#### I. 総論

##### 1. 国等の施策との整合性について

東京都が地球温暖化防止対策を行う場合には、国等の対策との整合性を確保し、緊密な連携のもと、制度を設計し、実施すべきである。現在、国が対策の見直しについて検討しているところであり、千代田区においても独自の条例を検討している。これらの対策が、目標の設定、対策対象の範囲、規制・誘導の程度、手続き、実施のスケジュール等の面で、相互に十分整合性を取る必要がある。

##### 2. 東京の経済的役割への配慮について

東京における地球温暖化防止対策は、首都であり日本経済の中心である東京の役割を十分認識し、国際競争力を高め、わが国経済を支える都市再生や業務ビル等の供給に著しい悪影響を及ぼすことのないように、十分配慮して行われるべきである。

##### 3. 建築物に関しての中長期的視点の重要性について

ライフサイクルの長い業務ビル等の建築物のストック全体の省エネ性能の向上については、中長期を見通す視点を持つことが重要である。

建替えによって低性能なものから高性能なものに更新され、建築物ストック全体に占める高性能建築物の割合が向上し、ストック全体の環境性能が向上していく効果が期待できる。

## II. 方針Ⅰ「企業のCO<sub>2</sub>削減を強力に推進」(方針Ⅳとも関連)

1. 大規模CO<sub>2</sub>排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入について  
一定のペナルティを伴う削減義務となると、事業所の状況や各産業・企業の成長を踏まえた合理的な削減レベルの設定は困難であると思われる。自主的積極的な努力を推奨する現行の制度(『地球温暖化対策計画書制度』)は効果を挙げつつあり、まずはその活用・改善を図るべきであり、削減義務を課す強制的制度とすべきではない。

地域限定の排出量取引制度については、合理性、実効性に疑問があり、慎重に検討されたい。

2. テナントビルにおけるCO<sub>2</sub>対策について

オフィスビル賃貸業の特性を踏まえ、規制対象者や規制内容については、テナントの業種等実態に応じた検討を願いたい。今後の各種制度の構築においては、テナントビルにおけるCO<sub>2</sub>対策に特徴的な事情を十分考慮の上、検討を図られたい。

## III. 方針Ⅲ「都市づくりでのCO<sub>2</sub>削減をルール化」

1. 大規模都市開発プロジェクトの扱いについて

「今後、都市開発に起因するエネルギー需要やCO<sub>2</sub>排出量の増加抑制を更に進める観点から、最新の高効率機器の導入による省エネ性能の向上にとどまらず、…最大限のCO<sub>2</sub>削減が行われる仕組みを構築していく。」(11頁)とし、東京都環境基本計画のあり方について(中間まとめ)21頁14~16行目には、「特に、都市開発諸制度については、その運用ルールの中に、CO<sub>2</sub>削減対策の実施を組み込んでいく…」とするが、大規模都市開発(都市開発諸制度等)において、容積率(割増)を抑制するとすれば反対である。

新規の都市開発プロジェクトについて、床面積を抑制すると、高性能な建築物への更新のペースを遅らせることとなり、中長期的には、建築物ストック全体に占める高性能建築物の割合の向上を鈍化させ、結果として建築物ストック全体からのCO<sub>2</sub>排出総量削減効果の進捗を鈍化させる結果となる。また、街づくりの面からの貢献により認められた容積割増等のメリットが失われ、高度利用や都市再生の必要は満たされなくなる。

さらに、広域的な視点に立つと、中心部での都市開発の推進は、都市機能の集積(コンパクトシティ)による交通負荷の低減等を通じて、都市のエネルギー効率を高めていることへの評価も必要である。

以上

平成 19 年 7 月 24 日

東京ガス株式会社

## 「東京都気候変動対策方針」について

### ＜東京の特性と低CO<sub>2</sub>型社会システム＞

気候変動対策（カーボンマイナス対策）とはエネルギー問題そのものであるとの考え方から、東京のエネルギー供給の一翼を担う事業者として、東京都の政策に積極的に協力していきたいと考えております。

東京都の取り組みが効果を上げるためには、東京（東京圏）の特性を考慮した新しい低CO<sub>2</sub>型社会システムを構築することが重要です。

東京には巨大な夜間人口が定住するのに加えて、オフィス・商業・医療・教育施設など多様な業務機能が集積しており、今後さらに集積が進むとみられます。このため、エネルギー需給に関して以下のような特性があります。

- ・ エネルギーの大量かつ高密度の利用が可能
- ・ 廃棄物や下水汚泥等のエネルギー資源が豊富に存在
- ・ 都市災害に備えた対応（電力自給率の向上など）が重要
- ・ 都心部を中心とした都市再開発の動きが活発

こうした特性に対応し、省エネ・省CO<sub>2</sub>で実効をあげるエネルギー供給システムは、次の二つの柱によって構成されることが望ましいと考えます。

1. 面的エネルギー供給の推進
2. 需要に応じた最適な組み合わせ（ベストミックス）によるエネルギーの提供

### ＜面的エネルギー供給について＞

- ① 面的エネルギー供給は、建物間・街区レベルで面的にエネルギーを融通することによって、集約された需要に対し高効率の大型システムを導入できるという利点があります。また、個別システムの弱点である低負荷率での低効率運転を回避し、より高負荷率・高効率で運転することができるため、大幅な省エネを実現します。既に面的エネルギー供給を実施した事例で、地域全体で20%以上のCO<sub>2</sub>削減を実現したものもあります。

- ② 都市機能のさらなる集積化は、家庭用・業務用分野に限らず、運輸分野においても効率的な都市構造の実現を可能にしますが、面的エネルギー供給は、このいわゆる「コンパクトシティ化」にも適合するシステムです。
- ③ また、面的エネルギー供給は、**バイオマス資源などの再生可能エネルギーや都市排熱などの未利用エネルギー活用**をシステムに組み込むことによって、さらなる省CO<sub>2</sub>も可能となり、さらに天然ガスコージェネレーションや燃料電池など**分散型エネルギーシステム**を組み込めば、**エネルギーセキュリティの向上**も実現することができます。
- ④ これまで東京都が導入を推進してきた**既存の地域冷暖房**は、面的エネルギー供給によって環境に貢献してきましたが、今後順次設備更新期を迎えます。地冷プラントには**省エネ性に優れた大型の高効率機器**を設置することが容易であり、導入を助成することが有効と考えます。

#### ＜需要に応じた最適な組み合わせ（ベストミックス）によるエネルギーの提供＞

- ① 大規模事業所・中小規模事業所ともに、用途毎のエネルギー需要すなわち**電力・熱の需要特性に適合した高効率機器の導入など適材適所の省エネ対策**を推進し、それを適正に評価することが必要です。近年効率向上の目ざましい**天然ガスコージェネレーションシステムや燃料電池**は、地産地消型の分散型エネルギーシステムとして、**系統電力を補いエネルギーセキュリティを向上**させるとともに、排熱を有効に活用することによって**省エネ・省CO<sub>2</sub>化**を実現します。
- ② 家庭におけるCO<sub>2</sub>削減には、多様化する暮らしの快適性の確保と暖房・給湯用エネルギーの低CO<sub>2</sub>化の両立が求められますが、**高効率給湯器の普及促進と太陽エネルギーの利用拡大**はその有効な対策となります。既存の建物には、既に商品化している高効率給湯器の普及促進と、エネルギーの見える化を可能にする**HEMS（ヘムス）**導入が有効です。また、太陽エネルギーの利用拡大では、**ソーラー集熱器＋高効率給湯器システム、家庭用コージェネレーションシステムや家庭用燃料電池と太陽光発電を組み合わせたダブル発電システム**の開発を進めています。

平成 19 年 9 月 20 日  
東京電力株式会社  
環境部長 影山嘉宏

## 東京都「気候変動対策方針」に対する意見

### 1. 大規模事業所に対する削減義務化ならびに排出量取引制度の導入について

都内大規模事業所に対する地球温暖化対策は、「削減義務化」や「排出枠の設定」と言った規制的手法によるのではなく、現行の「地球温暖化対策計画書制度」の精神を尊重し、民間の自主性を重んじた制度とすべきである。

東京都は平成 17 年 4 月から都内の大規模事業所を対象に「地球温暖化対策計画書制度」を開始しており、着実に成果を上げている（計画書案提出段階で半数以上の事業所が都の定めた基本対策を織り込んでいなかったが、都の指導・助言により現在では約 99%の事業者が A ランクに数えられている）。

今回東京都が新たに排出権取引制度の導入を検討している理由として、現行制度における各事業所の削減目標率の低さを挙げているが、その為には闇雲に新たな規制に走るのではなく、現行制度の改善に向けた取り組みの方が先決ではないかと思われる。

#### (Cap&Trade 型排出権取引の問題点について)

Cap&Trade 型排出権取引（以下 C&T）は、CO<sub>2</sub> の総量規制。日本、特に東京はこれまでの機能集積に加え、「地球温暖化対策計画書制度」の導入等により、効率が極めて高くなっており、これ以上効率を上げることは大変厳しい状況である。

そうした中、仮に C&T の導入に伴い個々の事業所に厳しい CO<sub>2</sub> 総量規制が課されると、各事業所は少なくとも短期的には事業活動を制限せざるを得なくなる。その結果、極めて効率の高い企業が多く存在する東京での経済活動（生産活動）を制限し、海外や他の自治体に排出源が移転することは、地球規模の CO<sub>2</sub> 削減に逆行するものと思われる。

また、そもそも各企業の過去の省エネ努力や足元の効率の違い等を反映させた合理的で公平なキャップの設定は不可能である。更に取引を前提とする以上、CO<sub>2</sub> は金融商品となり、投機の対象となる可能性も考えられる。

- 欧州排出権取引制度 (EUETS) で実証されているように、CO<sub>2</sub> の価格は実際の CO<sub>2</sub> 削減コストと切り離され、市場の動向に左右されるようになる。その結果、経営者は金融ブローカーやトレーダーの動向により上下する CO<sub>2</sub> 価格を踏まえて、事業活動を行うことになる。
- また取引の信頼性確保の為のモニタリングなど排出削減に直接つながらない間接コストが発生するのは必定。

更に企業では排出権の購入など目先の対応に追われ、温暖化防止に真に必要な長期的視野に立った設備投資や技術革新へのインセンティブが損なわれる恐れがある。

- 将来の技術革新や社会変革、企業再編の可能性など様々な不確実性を考慮すると、目標設定は 3~5 年後と短期的なものにならざるを得なく、革新的な省エネ設備導入や長期的に CO<sub>2</sub> の大幅削減を可能とするような技術開発は促進できない。



## 2. 太陽光発電の普及促進について

太陽エネルギー利用技術のうち、太陽電池は日本メーカーが世界生産の半分以上を占めていることから分かるように日本の技術優位の高い分野であり、今後更なる普及を目指すことが我が国の産業育成の観点から見ても望ましいことは論をまたない。

その一方で太陽光発電については、今後例えば集中連系に伴う新たな系統保護システムの構築などこれまでほとんど議論されてこなかったような問題が生じることも予想される。従って太陽光発電利用拡大の次のステージでは、こうしたコスト負担の在り方も含めて関係者間で十分話し合う必要があると思われる。

## 3. 給湯・空調分野における高効率機器の普及促進について

都では現在、エアコン・冷蔵庫・テレビを陳列する販売事業者に対して、省エネルギー性能の相対評価等を記載した省エネラベルの提出を義務づけ、消費者の意識喚起に努めている。こうした取り組みに加え、特に家庭やオフィスの暖房、給湯分野においては電気式ヒートポンプシステムを採用した高効率空調・給湯器の普及が不可欠である。従ってこれら高効率機器に対しては導入補助金など初期コストの負担を緩和するような支援策を創設して頂きたい。

## 4. 大規模新築建築物等に対する省エネ性能の義務化について

東京都で現在行っている「建築物環境計画書制度」は、エネルギーの使用合理化、資源の適正利用及びヒートアイランド現象の緩和を目的とした制度であるが、評価の基準が一次エネルギー低減率であることから必ずしもCO<sub>2</sub>の排出量と結びついていない。今後これをCO<sub>2</sub>対策の一つの柱として位置づけるのであれば、CO<sub>2</sub>排出量を基準とする評価方法を採用すべきであると思われる。

## 5. 「低燃費車利用ルール」の履行における電気自動車の扱いについて

電気自動車は、地球環境対策面ではCO<sub>2</sub>排出の極めて少ない、クリーンな自動車である一方、航続距離や充電時間の問題等により、これまであまり一般には普及してこなかった。

しかし近年バッテリーの性能が飛躍的に向上したことから、電気自動車は既に価格面を除いてほぼ実用化のレベルにきている。従って今後は量産効果によるコスト低減の段階にきているため、都におかれては今後業務用車両などを中心に電気自動車を率先して採用して頂くほか、駐車場での優遇措置や電気自動車優先レーンの設置などの優遇策についても積極的に取り組んで頂きたい。

## 6. 中小企業、家庭の省エネ努力を促進・支援する制度の構築について

今回都は中小企業対策の強化策として、大企業による中小企業の省エネ削減量を買取る制度の導入を掲げているが、その削減効果は明らかではない。従ってまずは中小企業のCO<sub>2</sub>排出実態を丁寧に分析し、省エネを実施する上でのニーズや障害を把握することが必要であると思われる。

その点、東京都は既に中小企業への地球温暖化対策として（財）東京都環境整備公社を事務局とした「東京都地球温暖化対策推進ネットワーク」を平成 17 年度から発足させており、中小企業向け省エネ対策技術のアドバイス実施や、業界団体を通じてのパンフレット配布、省エネ技術研修会の実施、各事業者への省エネ診断等を実施してきた実績がある。

従って今後は「地球温暖化対策推進ネットワーク」の機能強化・拡充を図ると共に、高気密・高断熱などの省エネ投資インセンティブを高めるための税制優遇措置や高効率機器導入に対する加速度償却などの財政支援を行うことにも力を注いで頂きたい。

## 7. 都独自の「省エネルギー促進税制」の導入について

先般の京都議定書目標達成計画の見直しに関する環境省と経産省の合同審議会の中間報告（案）によると、炭素税（環境税）の導入に関しては、国民経済や産業の国際競争力に与える影響等を踏まえて「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」と記載されている。

炭素税（環境税）に関しては、①価格効果、②財源効果などの点においてその効果や必然性に疑問があり、加えて 2003 年より炭素含有量を加味した石油石炭税が導入されていることから、東京都が今後温暖化対策を名目に新たな税を導入することに対しては反対である。

## 8. その他の取り組みについて

### （1）次世代交通システムである L R T への支援強化について

L R T は都市型交通システムとして見た場合、輸送力が有り、定時制に優れるだけでなく、排ガスゼロであるため都市環境に対して極めてクリーンである。更に完全低床である為、高齢者や体が不自由な方にとっても使いやすいという特徴がある。

こうしたことから都としても、今後環境志向型のまちづくりと連動した新たな交通システムとしての L R T 推進に向け、官民上げた取り組みを一層推進して頂きたい。

### （2）環状道路を中心とした高速道路整備に合わせた物流待機施設の整備（アイドリングストップ給電システムの導入）について

東名、中央、東北、関越、常磐各高速を使った長距離トラック輸送による東京への物流集中を背景に、待機中あるいは休憩中のトラックからのアイドリングに伴う CO<sub>2</sub>、Nox 等の排出ガスを防止することは喫緊の課題である。

こうした現状を踏まえ、現在アイドリングをせずとも、運転室内の冷暖房及び冷凍車の荷室冷蔵を可能とする給電システムが開発・実用化されている。

都におかれては、今後本システムの普及拡大に向け、環状高速の SA,PA 或いは IC 周辺に給電システムを整備するなど、計画的な導入をお願いしたい。

以 上

「東京都気候変動対策方針」に関する  
ステークホルダー・ミーティング資料

## 太陽光発電システムの 飛躍的拡大について

2007年7月24日



### 太陽光発電の飛躍的拡大には



1. 飛躍的拡大には10年程度で投資回収できるしくみ。
2. 低エネルギー住宅への再生可能エネルギーのほか、潜在設置可能量の多い既築住宅への導入が不可欠。
3. RPS法とは別に、新たなグリーン価値を評価し、ユーザーインセンティブとすべき。
4. コスト低減化は、3～4年の間には、抜本的なコストブレイクスルーはない。この期間は、大規模市場が生まれれば、市場競争による価格低下が進む。技術開発は、長期的には絶対必要。
5. 太陽光発電協会は、ユーザーの視点から国民運動を支援し、大規模市場立ち上げのインフラ整備に取り組む。



## 100万kWの太陽光発電導入には

- 100万kWは、
    - 公共・産業 分野 30万kW
    - 住宅・集合住宅 分野 70万kW
  - 公共・産業 分野
    - ・公共施設への率先導入
    - ・産業施設へのCap & Trade方式活用による導入
  - 民生・住宅 分野（三位一体支援が最も有効）
    - ・税制支援
    - ・新たなグリーン価値の証書化と買取支援（ランニング支援）  
（自家消費分ならびに、逆潮プレミア分）
    - ・初期設備支援
- この結果、大規模市場が生まれ価格競争が進み価格低減推進



## 家庭でのCO2削減

- 手が付けにくい民生・住宅分野の対策は、個人や各家庭のユーザーが、直接CO2削減行動に取り組むことです。
- 10年後の目標達成には、省エネルギーでは限界があり、再生可能エネルギーの活用が鍵。
- 再生可能エネルギーのなかで、太陽光発電は、各家庭が自ら直接参加できます。
- 太陽光は、地域偏在がなく、多くの都民が参加可能。
- 太陽光発電を導入した家庭は、省エネ行動が進みライフスタイルの変化を促します。
- 次の世代をになう、子ども達の環境教育になります。

2007年9月20日  
環境エネルギー政策研究所  
所長 飯田 哲也

### 東京都ステークホルダー・ミーティングへの追加意見

一連の IPCC 第4次評価報告書によって、地球温暖化が、人類の産業経済活動に起因していることが、ほぼ断定されている。このまま、何の対策も採らなければ、2100年には産業革命前と比較して地球の平均気温が最大 6.4 度も上昇することが予測されている。それによって、異常気象が激化・頻発し、グリーンランドや南極の永久氷床の溶解などによる海面上昇が起き、氷河などの溶解による水供給の懸念など、さまざまに不可逆で破局的な影響を生じ、経済的にも世界の GDP の 5~20%以上の損失を被ることが予想され、対策のコストの方が圧倒的に安いと評価されている。

ところが、日本は京都議定書の基準年比 6%削減という目標に対して、削減どころか基準年比 7.8%増 (2005 年度) となっており、目標達成は非常に厳しい状況である。なかでも、石炭火発からの発電量は 2005 年には 1990 年比で 3 倍以上になり、エネルギー転換部門での総排出量を約 1.2 億トンも押し上げている。一方で、温暖化対策の有効な手段である自然エネルギーの普及は進んでいない。電気事業者に一定量の新エネルギー導入を義務づける RPS 法も、導入目標が小さすぎるために大幅な導入拡大にはつながらず、むしろ「抑制法」として機能している。

にもかかわらず、未だに国は有効な施策を採ることもなく、現在、国が進めている京都議定書目標達成のための合同部会 (中央環境審議会、産業構造審議会) でも、何ら有効な施策は期待できない状況である。

したがって、以下に述べるとおり、東京都の環境政策が果たす役割は、極めて重要である。

#### (1)政策イノベーションの役割

先駆的で革新的な政策は、歴史的に見ても、国や産業界から生まれたことはなく、市民や地方自治体の小さな一歩から始まっている。欧州でも、環境税や再生可能エネルギーの政策の発展を見ると、小さい地域や地方自治体が新しい制度を「発明」・導入し、それが拡がり進化しつつ、最終的に、ドイツの「再生可能エネルギー法」(EEG)などの国の法律や、EU-ETS など EU 全体の枠組みになっていった。

日本では、気候変動対策でも再生可能エネルギー政策においても、国が当事者能力をなくしている。したがって、東京都がこの分野において、政策イノベーションの役割を果たすことが強く期待されている。

#### (2)政策マーケット

日本経団連や電気事業連合会などの経済団体が、気候変動対策でも再生可能エネルギー政策の導入に反対することは、奇妙である。企業は、一般の事業活動でも、また株式・金融取引でも、一定のルール (規制、制度) のもとで経済活動をしている。

炭素が明らかに価値を持ち、脱炭素経済に向かいつつある今日、炭素に関わる「経済ルール」が導入されることは当然である。まして、気候変動分野や再生可能エネルギー分野は、とくに「政策市場」と呼ばれるほど、政策・制度のあり方によって「市場」が形づくられるため、

適切に制度設計されたルールが重要となる。

### (3) Learning by doing

日本経団連や電気事業連合会などの経済団体が、欧州で先行しているキャップ&トレード (EU-ETS) が十分に機能していない、あるいは拙速との批判や反論があるが、これは為にする議論の典型といえる。どのような制度であれ、段階的に学習しながら制度を良いものにしていく「Learning by doing」(学習プロセス) を取るもので、経済界からの批判は、そのことをわざと無視しているか、知らずに批判しているとすれば、無知のなせる技である。欧州でも、EU-ETSの前に、英国とデンマークの試行が制度設計に役立ったとおり、日本でも東京都が制度の試行でリードすべきであると考えます。

### (4) バックキャストイング

東京都が2020年に二酸化炭素25%削減という目標を明確に掲げたことは高く評価したい。できるか、できないかの入り口の議論ではなく、どのような目標であれ、掲げなければ、そもそも達成すらできない。したがって、高い目標を掲げ、そこからバックキャストイングで考える東京都のアプローチは極めて重要である。

ただし、2006年に定めた2020年に再生可能エネルギー20%という目標が薄れてきていることが残念である。欧州でも、この春に再生可能エネルギーを2020年に20%導入する閣僚理事会の決定を踏まえて、温室効果ガスで30%削減を打ち出している。また、2050年に50%~80%といった中長期的な大幅削減のためには、根底からのエネルギーシステムの変化が不可欠であり、それに向けても再生可能エネルギーの中期目標が欠かせない。東京都には、改めて再生可能エネルギーの中期目標を打ち出してもらいたい。

### (5) デマンドプル (需要・市場・社会プル)

従来の日本の自然エネルギー政策など環境エネルギー政策は、補助金ばらまきや研究開発など典型的な「供給プッシュ・技術プッシュ」型の政策であり、他方でデマンドプル (需要・市場・社会プル) 型の政策が致命的に欠落していたため、普及に失敗してきた。

デマンドプル (需要・市場・社会プル) とは、出口側の市場や社会のルールを整えることで、普及を促すアプローチであり、とくに制度づくりが重要となる。今回の東京都の政策は、基本的に、デマンドプル (需要・市場・社会プル) の発想に立っており、高く評価したい。

## 「東京都気候変動対策方針」に関するステークホルダー・ミーティング意見

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

事務局長 足立治郎

### 1. 「省エネルギー促進税制」に関して

#### ●都独自の「省エネルギー促進税制」導入を支持

省エネルギーを推進する行動が経済的にも得となる税制構築は、現在省エネにそれほど取り組んでいない企業・個人に省エネに取り組む経済的動機付けを与えるとともに、すでに省エネに積極的に取り組んでいる企業・個人に経済的メリットも与えさらなる行動を促進することになる。省エネルギー促進税制の導入を支持する。

#### ●入り口での導入反対論は不毛

過去、国の気候変動に対処する炭素税／環境税の検討の際、一部の経済団体／企業等は、議論の入り口で断固反対を唱えてきた。税制改革は、気候変動に対処するため必須だけでなく、日本の環境技術発展に有効で経済効果をあげる可能性も極めて高い。入り口での断固反対は、不毛である。

#### ●より詳細な制度設計を早急に示せ

省エネ効果をあげつつ、公平で経済・雇用・低所得者への影響等にきめ細かく配慮する制度設計が重要である。制度設計によっては、省エネ効果が乏しく、公平性等の点で問題の大きいものとなることも危惧される。効果的な制度構築に向け、早急に詳細な制度設計を示すべきである。

### 2. その他「東京都気候変動対策方針」全般に関して

#### ●中期目標の設定を支持

東京都が気候変動の危機を強く認識し、2020年までに東京の温室効果ガス排出量を2000年比25%削減するという中期的数値目標を設定したことは、国ができていないことでもあり、強く支持する。

#### ●実効性ある政策導入により、日本の気候変動政策をリードする姿勢を支持

国の気候変動への対応が、炭素税／環境税や国内排出量取引といった実効性の高い制度の実現に手間取り、抽象論・掛け声に終始しかねない状況で、都が実効性ある政策を実現し、日本の政策をリードする姿勢を示すことを強く支持する。

### 3. 最後に

#### ●既存の税財政の見直しも重要

省エネルギー促進税制の新規導入だけでなく、都が既存の税制・財政支出の見直し・改革にいかに取り組むかを示すことも非常に重要である。

以上

## 第1回東京都ステークホルダー・ミーティングへの追加意見

2007年9月20日

平田仁子 気候ネットワーク 理事

第1回会合において、当団体の基本スタンスは申し上げたとおりですが、改めて追加意見を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

### 1. 実効的な政策導入が不可欠であり、かつ急がれること

東京都が認識している通り、気候変動対策の強化は喫緊の課題であり、必要な政策導入・及び政策転換は、既存の対策の延長線上においてのみ検討するのではなく、気候変動を防止するという明確な決意の下で、大胆かつ早期に実現する必要があります。

東京都の説明では、今後3年の時間をかけて次なるステップとなる制度を議論して実現していくということでした。しかし、これまでに議論だけは十分すぎるほど行われてきており、また、議論ばかりが行われてきたともいえます。誰もが納得しうる効果的な仕組みを作り上げるために一定の時間をかけるべきではありますが、遅くとも3年後には目に見える削減ができるような施策の展開を実現するようお願いいたします。

### 2. 大規模事業所の削減義務と排出量取引制度について

第1回会合で最も意見が多かった大規模事業所の削減義務と排出量取引制度について、改めて意見いたします。

#### ①必然的施策であること

東京都の排出トレンドや排出主体別割合を見ると、業務部門の排出割合が大きいこと、またそこからの排出増加が著しいことは顕著です。排出削減を進めていくために、大規模排出源の排出抑制策が確実に取られていることは、気候変動対策の必須事項です。また、その対策手段を企業や事業所の自主的な取り組みに任せているだけでは、必要なレベルまでの削減を確実に進めるには不十分であり、削減を担保する実効性のある施策が不可欠です。

その点で、今回東京都が、業務部門の大規模事業所を対象に削減義務を課すこと、またそこに経済的手法として排出量取引を導入しようとすることは、妥当であるだけでなく、必然的な施策であると考えます。

#### ②排出量取引は現実的な削減手段のひとつ

気候ネットワークでは、2004年3月にとりまとめた政策研究レポート「地球温暖化対策



と排出量取引」<sup>1</sup>において、排出量取引制度について、「制度設計を十全に行うことにより、日本において費用効果的に温室効果ガスを削減する手段になりうるもの」と位置づけ、「日本にとって望ましいシステムを構築する上で、導入を検討する必要性がある。」と整理しています。これは国レベルでの導入についての見解ですが、東京都が国に先駆けて導入する場合においても同様の立場であり、大規模事業所の削減を担保するための現実的な手段のひとつであると考えます。それ以外には、エネルギー関連の課税強化によって同様の削減効果を導き出す手段も検討可能であると考えます。

### ③現行の地球温暖化対策計画書制度について

現行の地球温暖化対策計画書制度は、行政の多大な労力のもとで進められており、これまでに一定レベルの取り組みを促す効果を発揮していると評価しています。今後これを継続することにより、さらにもう一段の取り組みを期待することもできるとは思います。しかしながら、これだけで1990年比で大幅に削減を進めることが可能かという点については疑問です。緻密な対応をくまなく漏れなく行うには良い方策であっても、大胆な取り組みを引き出したり経営戦略の方針転換を促したりすることは期待しにくいものになっていると思います。

企業・事業所がより大きな排出削減を確実に進めるためには、明確な目標と経済的なインセンティブの付与が必要で、そうした追加施策が図られなければ、中長期的な視点にたった新たな設備投資や経営戦略の構築を促すことは難しいと考えます。

### ④具体的な制度設計議論を求めます

追加的な対策・政策強化が必要か否かという入り口議論を繰り返すことは不毛です。排出量が削減できていない現状において、対策強化が不可避であることはもはや議論の余地がないからです。

今後は、追加施策として削減義務と排出量取引が妥当かどうか、妥当でないとしたら、他のどんな制度が大きな削減を促し担保することができるのか、という代替案も示しながら、具体的議論に入って検討を進めるべきです。そして、削減を担保しうる効果的な代替手段が提示されない限りにおいては、削減義務と排出量取引の具体的な制度設計の議論を行うべきであり、東京都も早急に具体案の検討に入り、それを都民に広く図るべきです。

参考までに、前述の政策レポートにおいて気候ネットワークが提示した、排出量取引制度導入に際しての基本原則を下記に記します（説明のための注も一部につけます）。具体的な制度設計については、こうした観点をご考慮いただきますようお願いいたします。

#### 【導入に際しての基本原則】

○ 国内排出削減の目的のために制度設計され導入されること（注：海外・域外からの埋め合わせ

<sup>1</sup> <http://www.kiconet.org/hakko/06report.html#ETreport>

手段とするべきではない)

- 削減が確実で、インセンティブが働くこと
- 産業界の参加は義務化（協定化を含む）し、適切なカバー率の主体を対象にすること
- BAU（注：自然体ケース）を大きく下回る適切なレベルの総量規制であること
- 絶対目標（注：原単位目標ではなく総量目標）による各主体へのキャップ&トレード制度であること
- 公平な初期割当（自主的目標設定をそのまま割当に認めることはありえない）であること
- 排出削減のみを対象（吸収源利用は認めない）とすること
- 効果的な厳しい遵守措置（罰則）を有すること

### 3. 今後のステークホルダー・ミーティングのあり方について

第1回会合は、ステークホルダー一人ひとりが意見を述べるだけに止まりましたが、残る2回目以降は、議論事項を絞る、議論事項について東京都が具体的な案を示す、などして、双方向の意見交換が出来ることが建設的であり、望ましいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上

## 「東京都気候変動対策方針」についての意見

(財)世界自然保護基金ジャパン (WWFジャパン)

東京都の発表された「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」は、IPCCの第4次報告を踏まえ、温暖化のスピードを緩め、温暖化の悪影響を最小限に抑えるためには、「2015年から20年には、世界のCO2排出量を減少に転じさせる必要がある」(第3作業部会報告)を引用している。そして、「これからの10年間は、今を生きる我々の世代が、この地球の環境を次の世代に残せるかどうかの分岐点である。・・・今直ちに温暖化ガスの大幅な削減にむけた行動を開始しなければならない」としている。こうした科学を根拠とした認識にたつて、この計画が立てられていることは、きわめて重要である。

計画そのものは、まだあいまいな部分がたくさんあり、これから埋めていかなければならない詳細部分が、この計画を真に効率的で、環境効果のあるものかどうかを決めるのであるが、それをおいても、国レベルで導入されるべき政策が、自治体レベルで導入されようとしていることは、大胆であり、画期的で、全面的に応援したい。

特に重要なのは、国レベルでは、「自主行動計画」に依存している「大規模排出事業所」に対する「削減義務と排出量取引制度の導入」である。すでに2年前から大規模排出事業所に対しては、「地球温暖化対策計画書制度」を実施し、削減対策の底上げを図った実績がある。その上に総量削減義務と排出量取引制度を導入しようとしているので、実現可能性はきわめて高い。排出削減を考えると、どこが最も排出しているかを対象にするのが、最も削減効果が高い。「削減義務化」とはいえ、「排出量取引」が入ることにより、柔軟性が高まる。制度設計には、関係するすべてのステークホルダーが関わり、より導入しやすい制度を構築すべきである。

これから10年の間に大幅削減政策を取る必要があることを考えると、もはや、「導入すべきか否か」の入り口論ではなく、具体的にどう制度を設計したら、それぞれのステークホルダーにとって取り組みやすくなるか、という議論を始めなくてはならない。それも一刻も早く。

東京都は、自然エネルギーへの取り組みにも、力を入れている。「2020年までに20%の導入」とか、「都の公共施設は電力の5%をグリーン電力で賄わなければならない」、などがあるはずだが、それがこの「10年プロジェクト」に書かれていなかったのは残念である。こうした自然エネルギー導入への大胆な目標や政策も、大規模排出事業所への「削減義務+排出量取引制度」とともに「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の柱に据えてほしい。

2007年9月20日

## 第1回ステークホルダー・ミーティング後の追加意見

太陽光発電所ネットワーク 事務局長 都筑 建

### 意見 1. 自然エネルギーの直接利用を具体的に

地球と共生するためにはできるだけ自然のエネルギー、つまり太陽や地熱のエネルギーを直接利用して生活を営むことが第一優先であり最も未来的原則でもある。太陽光発電や風力発電などの装置を用いたエネルギー変換をする前に直接採光や熱・暖・涼の熱利用がもっと高度化され、利用されることが求められる。技術的応用の開発のみならず社会的・文化的合意を伴った観点が求められる。ヒートアイランド対策にも通じる、個人・家庭・まち・地域を連関した利用技術を掘り起こし、共有し条例化できる内容をもっと具体的にしていけるべき。

### 意見 2. 太陽光発電普及には健全な普及体制を条件に

2つの条件がある。1つは東京都として行う個人住宅太陽光発電システム普及奨励策にはその施工販売に一定の品質維持条件を付加（義務化）するべきである。35万件の個人住宅太陽光発電システムが全国に設置され、普及の9割近くを占めている。今後メガソーラーが普及するとしても主役の座にあることが予測される。東京都として国をも牽引する普及政策を実行するとしても堅実な太陽光発電システムの普及を前提とすることが求められる。太陽光発電システム販売施工の流通が訪問販売方式を主流としているため、ごく一部の未熟な業者の不良設置販売が行われると、太陽熱温水器の例にあるように業界自体が成り立たなくなることも十分考えられる。今、これらの状況を鑑みて新エネルギー財団を中心に太陽光発電施工品質向上のための新たな設計施工技術指針（案）が作成されている。大量普及のためにもこれまでの実績の中から反省を含めて練られた指針を取り入れた奨励策とすることを望む。

2つ目の条件は当事者の市民（PV設置者＝PV発電所長）がソーラーヘルプデスクをすることである。個人住宅太陽光発電システムの普及の担い手としてすでに設置した個人太陽光発電所長を抜擢することが健全で確実な普及となる。自宅の屋根に太陽光発電システムを設置した経験はその導入前の諸問題や懸念、あるいは施工時や施工後のメンテナンス等の具体的な相談に載れるのに最も適しており、面としての広がりや情報公開からも適している。

### 意見 3. 太陽熱利用をユーザー主導に

太陽熱利用の中で太陽熱温水器は最も効率のいい自然エネルギー利用機器といわれ、二酸化炭素削減効果も非常に大きい。しかし現状は悲惨なものと言える。訪問販売を含めたメーカー主導の普及策に終始していたためである。ユーザーがその価値を自ら認め普及に率先して主導し、協力する体制をとることが普及の鍵である。太陽光発電の経験からもこれまでの無策に近い現状を打破するための方策を十分企画実行することができ

る。

#### **意見 4.エネルギー環境教育と一体となり、段階を踏んだ普及スケジュールで**

特にグリーン電力証書・熱証書の活用では十分な事前理解のための段取りを取ることが肝心である。物理的な電気概念に慣れてきた人々にとって意識変革を必要とするバーチャルな仕組みは丁寧な説明と段階的な実行が必要である。特に設置販売業者には必要である。エネルギー環境教育と一体となった取組みをスケジュール化することが不可欠と言える。

#### **意見5. 自治体との連携を第一に**

東京都の計画では市町村自治体との連携はすでに考慮済みであるが、東京都の普及策が大胆であればあるほど施行に時間を要する傾向になるとともに、内容が確定するまで市町村自治体の独自政策の実行を躊躇させることも十分に考えられる。グリーンエネルギー購入フォーラムを作るだけでなく配慮が必要である。